

平成 28 年度 事業計画

平成 27 年度日本経済においては、民間投資を喚起する成長戦略等を柱とする経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、穏やかな回復基調が続いているとしていますが、中小企業においては景気回復の恩恵の実感は乏しい面があり、政府がこれまでの 3 本の矢を束ねて、新たな 3 本の矢「希望生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」を推進する新たな成長戦略に期待がかかっています。

本年 3 月で東日本大震災から 5 年が経過しましたが、安倍首相は記者会見で、これまでの「集中復興期間」から今後 5 年間で「復興・創生期間」と位置付け、被災地の自立支援に全力を挙げる考えを示し、政府は再生と回復が遅れている分野への重点支援を掲げています。昨年秋から政府、福島県、福島相双復興準備機構で構成される官民合同チームが進めている相双地区からの避難事業者の事業再開・再生支援事業もその一環であり、福島県の社会保険労務士会（以下、社労士会という。）として労務管理及び労働社会保険諸法令に基づく手続きの専門家である社会保険労務士（以下、社労士という。）の派遣支援に全面的に協力したいと考えます。

福島県は未だ続く根強い風評に苦しむ産業が多く、払拭には長い時間と丁寧な説明、地道な情報発信を繰り返し行っていく必要があると思われませんが、福島県民及び福島県の産業が様々な課題を乗り越え完全な復興・再生を成し遂げるまで福島県の社労士会として業務を通して復興支援に継続して取り組んでまいります。

社労士が社会保険労務士制度（以下、社労士制度という。）発足 50 周年を 2 年後に控え、さらに飛躍、発展を遂げて行っていくためには、昨年来起きている一部の社労士による職業倫理を逸脱し、社会保険労務士法（以下、社労士法という。）の目的を根底から阻害し、国民からの信用を失墜させる不適切な情報発信を防止する施策を講じ、専門士業として職業倫理、品位保持の確立徹底を図ることで国民の信頼を向上させる必要があります。

また社労士は、労働社会保険諸法令及び労務管理の専門家として時代の変革に的確に対応し、社会のニーズ、企業の要請に応える能力を身に付けていかなければなりません。そのため県会として重点事業を中心に以下、事業計画をしっかりと推進していく所存です。

重点事業及び具体的な事業計画

I. 東日本大震災及び原発事故復興支援事業

東日本大震災から本年 3 月で 5 年が経過しましたが、福島県全体の避難者は未だ 10 万人近くいると言われ、原発災害からの復興という重い課題のなか、避難指示の解除、それに伴う社会、交通インフラの整備、再生可能エネルギー関連等の復興を担う新産業の創出など、復興に向けた歩みが一步一步進んでいるといえます。

今年度 6 年目に入る東日本大震災復興支援事業については、平成 27 年度実施した事業を検証し、復興の現状等を勘案して福島県の社労士会として次の事業を行います。

(1) 復興講演会の開催

福島県の放射線量の現状、根強い風評被害の実態等、復興課題をテーマにした講演会の開催

(2) 今年度、重点支援分野に掲げられている避難事業者の事業再開・再生支援について、官民合同チームが進めている事業における専門家派遣の要請に応え、社労士業務を通して避難事業者の事業再開のための支援への協力

(3) 被災者並びに中小企業復興のため福島県社労士会総合相談所の相談会の毎週実施（ただし、第4水曜日を除く）

(4) いわき市役所における被災者並びに中小企業復興のための相談会の実施（月1回）

(5) 福島県内自治体との災害時における労働・年金相談に関する災害協定締結の推進

II. 社労士法改正に関する事業

第8次社労士法改正は、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的価額の上限の引き上げ、②補佐人制度の創設、③社員が1人の社会保険労務士法人制度の創設が実現しました。この中で「補佐人制度」に関しては昨年度基礎研修を実施したが、さらにこの業務が適切かつ円滑に行えるよう、法的知見を備え補佐人業務を行うための研修を実施します。

また、全国社会保険労務士連合会（以下、連合会という。）は全国社会保険労務士政治連盟（以下、全国政連という。）との連携により、さらなる社労士制度の充実を図るため、個別労働関係紛争に関する簡易裁判所における訴訟代理、労働審判における代理及び「社労士会労働紛争解決センター」をはじめとする民間型ADR機関における紛争目的価額の上限の撤廃等について検討を進めるとしているが法改正に関し、会員への周知を図り、我々の司法分野の業務拡大に資するよう法改正の実現に努めます。

III. 資質向上に関する事業

労働社会保険諸法令及び労務管理の専門家として会員の業務能力向上に資するため、また、社労士の社会的信頼をさらに向上させるには倫理研修及び品位保持の取組みを通して、専門士業として職業倫理の確立が必要不可欠なため、次の事業を実施し、すべての研修会への出席率向上のための施策を講じます。

また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための研修を検討します。

(1) 県会主催等の研修

①労働社会保険諸法令（1、2号業務分野）及び労務管理（3号業務分野）に関する研修

②専門的能力の向上に関する研修及び連合会のeラーニングによる専門講座の受講勧奨

※①②が体系的研修となるよう研修内容の充実を図る

③新入会員研修

④支部研修への支援

⑤会員主体の自主研究会活動の支援

⑥北海道・東北地域協議会研修会への参加、協力

(2) 倫理研修、品位保持に関する活動

①社労士としての倫理意識の高揚、職業倫理の徹底を図るため、義務研修としての倫理研修のほか、あらゆる機会を捉えて職業倫理の研修を実施する

- ②不正行為の防止並びに会員が公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう品位保持に関する研修を実施するとともに国民、事業主の苦情等に対して迅速かつ適切な対応に努め、職業倫理、品位保持の徹底を図る
- ③倫理研修未受講者の対策の強化
- ④支部における倫理研修及び品位保持に関する取組への支援

IV. 社労士制度推進に関する事業

1. マイナンバー制度への対応に関する事業

マイナンバー制度は平成28年1月運用開始されたが、労働社会保険諸法令に関する手続きを適正に行い、当該手続きにおいて使用する特定個人情報について適正な安全管理措置を講じることについて、必要な研修等を実施し、顧問先の身近な相談相手として適切な助言ができるよう会員に向けて随時情報を発信していきます。

また、連合会が導入した「社労士版特定個人情報保護評価」により早期に自己宣言できるよう、連合会と連携して必要な研修等を実施します。

2. 経営労務監査事業

これまで福島県社会福祉協議会からの受託により実施してきた労働条件審査・診断事業について、今年度は社労士の事業として福島県社会福祉協議会の協力を得て、社会福祉法人事業所に対して実施の働きかけを行います。また、福島県をはじめとして、県内自治体へ労働条件審査の有用性、有効性を広報・周知し、指定管理者や公共事業実施者に対しての労働条件審査の提案を更に具体的に推進し、実現させていきます。

また労働条件審査・診断業務の一般会員への研修を実施し、会員が日常の労務管理業務の中で関与先或いは新規顧客開拓に取り入れることで、中小企業の健全な発展に寄与するとともに社会保険労務士の新たな業務に成長し、労務管理業務の受託機会の増加に資するものと期待されます。

- (1) 福島県内社会福祉法人事業所への労働条件審査・診断業務委託の働きかけ及び実施
- (2) 政連と連携を図り、県内自治体へ指定管理者及び公共事業実施者への労働条件審査導入及び指定管理者の選定委員会への社労士の登用の働きかけ
- (3) 自治体向けの労働条件審査ツール及び指定管理者選定委員の使用するチェックシートの作成
- (4) 法改正等に伴う労働条件審査・診断ツール、判定基準等の整備
- (5) 労働条件審査・診断業務の一般事業所への推進を図るため、会員向け研修の充実及びツールの利用促進を図るとともに関係機関、事業主団体への労働条件審査活用の広報
- (6) 連合会の事業開発及び他県会や専門家、研究者等との連携を図り、労働条件審査・診断業務の内容の向上を図る

3. 社労士会労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業

個別労働紛争の解決について、あっせん制度を活用することは労使双方に利点があり、利便に叶うもので、また社労士の知見を生かし、この実績を積み重ねることは、社労士制度推進に寄与するものであります。県民に対して、この制度への理解を深めるため、効果的な広報施策を実施

し、会員には社労士会紛争解決センター福島（以下「解決センター」という。）の活用を要請するとともに手続実施者等の研修を継続します。

- (1) 解決センターの利用促進と実績向上のため、効果的なチラシ、ポスターの作成・配付、ホームページの活用等の広報・宣伝の実施
- (2) 会員への解決センターの理解促進と積極的に活用することの協力要請
- (3) 福島県社労士会総合相談所と緊密に連携及び情報交換の機会を設け、相談をあっせんへ繋げるための体制づくりに注力
- (4) あっせん委員（手続実施者）の技術向上、能力向上のための研修の実施
- (5) 法テラス、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会との連携、協力

4. 電子申請の利用促進事業

県会研修との連携でマイナンバー制度に係る電子申請を含めた研修を行うとともに電子申請の推進・啓発のため、次の事業を実施します。

- (1) 県会研修との連携による電子申請研修の開催及び電子申請の啓発、推進
- (2) マイナンバー制度に対応した社労士業務ソフト等の電子申請フェアの開催
- (3) 業務ソフトを新たに導入した会員の取材及び導入事例の紹介

5. 医療労務管理コンサルタントに関する事業

医療機関における労務管理業務を受託する機会の将来的増加を図るための施策の一環として、医療労務コンサルタント新規研修及び能力アップのための研修を実施します。また、福島県社労士会総合相談所の相談員への医療労務コンサルタントの活用、医師会等へ医療労務コンサルタントについての周知・広報を行うことなど、医療労務コンサルタントの活用を通して会員の医療機関への業務拡充に繋げていきます。

6. 介護業労務管理改善支援事業

人材の確保・定着・育成対策が重点事項とされる介護業の労務管理改善の支援を図り、介護業の労務管理業務の拡充を進めるための施策の一環として、昨年度実施した介護事業労務管理研修のフォローアップ研修を連合会との連携を得て実施します。

V. 広報等の事業

国民、事業主の皆さまに社労士の有用性の理解促進と社労士の認知度を更に高めるために、社労士のキャッチコピー『支えます！職場の安心、企業の未来』などを活用し、社労士制度の周知・広報については、新聞等のマスメディア、事業主団体等を通じて行うとともに、ホームページの一般向け（非会員）サイトの充実によりアクセス数を増加させる等、広く、多様な方法で広報活動を行います。また、「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、可能な範囲で新聞社に記事の持ち込みを行い、広報活動を展開します。

- (1) ホームページを活用により、県会及び支部の事業、委託事業等をお知らせすることで、国民、事業主に社労士制度の広報を図る。また、ホームページに労働条件審査・診断業務の広報を掲載し、当該業務への理解促進を図る。

(2)会報、月間情報の内容充実を図り、県知事、県会議長等への送付を検討する。

VI. 社会貢献に関する事業

1. 福島県社労士会総合相談所の事業

年金・労働の専門家として、社労士業務を通して国民及び事業主のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展のために寄与する福島県社労士会総合相談所の広報・宣伝を強化し、利用促進に努めます。また、複雑かつ高度な専門的相談に対応するため、医療労務コンサルタントの活用及び新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センター福島との連携・支援体制を構築します。

(1)月1回(第4水曜日)の相談所開設及びWM活用による相談体制の充実

(2)相談所の周知のため、チラシ・ポスター、新聞広告等の広報の強化並びに関係行政、関係団体、自治体等への働きかけ

(3)新規相談員養成のための相談事例等の研修の実施

(4)相談員(一般会員も含む)対しての年金、労働、医療労務に関する専門的研修

(5)定年退職者、再雇用予定者及び事業所の定年事務等の担当者を対象に街角の年金相談センターと協力し退職セミナーの実施

2. 街角の年金相談センター福島に関する事業

社労士会が運営する年金相談センターの原点である国民の目線、立場に立って、じっくり話を聞いて、わかりやすい説明で理解、納得してもらうことを前面に出し、相談員の相談技術及びお客様へのマナー、配慮など、年金相談力の向上、サービスの向上を図るとともに、幅広い広報活動を行い周知に努めて、利用者の増加を図ります。

(1)社労士会の運営する年金相談センターとして年金相談の質とサービスの向上を図る

(2)連合会の年金相談実務者研修を活用し、新規養成を図るとともに相談員には連合会実施のスキルアップ研修を案内し活用を図る

(3)職員並びに業務委託社労士の能力及びマナー向上を図るための研修の実施

(4)社労士会が運営する年金相談センターであることの住民への周知・広報を更に強化するため、チラシ・ポスター、メディアの活用等、あらゆる有効な広報・宣伝の方策の検討、実施

3. 高校生支援セミナーに関する事業

高校生に対して、これから社会に出て働く高校生が安心して働けるよう、年金、健康保険、労働保険等の社会補償制度と労働基準法など働くときのルールや制度についてセミナーを実施します。また、セミナー内容の一層の充実を図り、セミナーの有用性、有効性の周知・広報の方法について、高校側と協議して検討実施していきます。

大学生等へのセミナーの実施については、昨年度意向を示した大学を中心に訪問等によりセミナーの趣旨等の説明を行い、具体的な実施に向け協議します。

4. 成年後見制度の推進に関する事業

昨年度、県会から独立した任意団体として独立採算制で運営する「社労士成年後見センター福

島」が設立されたが、運営が円滑に推進されるよう支援を行います。

5. がん治療者等に係る就労支援事業

福島県立医科大学附属病院におけるがん治療者等に係る就労支援事業への社労士相談員の派遣など、社労士業務を通して積極的に社会貢献に努め、もって社労士に対する社会的信頼の一層の向上を図ります。

VII. 委託事業並びに行政への協力事業

- (1) 福島労働局からの委託事業として最低賃金引上げに向けた専門家派遣・相談等支援事業の実施
- (2) 福島県医師会からの再委託事業として医療労務管理支援事業の実施
- (3) 日本年金機構からの要請による行政協力についての適切な対応
- (4) その他各種委託事業

VIII. 組織の強化について

- (1) 昨年来行われている職業倫理を逸脱した一部社労士による不適切な情報発信は、社労士に対する信用を失墜させる恐れがあるため、不適切な情報発信を行った会員社労士に厳正な処分または注意勧告を行うための会則等の見直し
- (2) 会員の県会活動への参加の促進並びに会員の意見・意向を真摯に取り入れ、会運営の活性化に努めます
- (3) 多岐にわたる現在の県会事業活動が適正かつ効率的に運営できるよう組織体制について見直し、整備します
- (4) 会員、支部の協力による予算の効率的執行
- (5) 会員間の親睦、交流の促進

IX. 関係機関・団体との連携について

- (1) 全国社会保険労務士会連合会、北海道・東北地域協議会との連携、協力
- (2) 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続代理業務試験への協力
- (3) 関係行政機関、団体との連絡、調整
- (4) 関係士業、団体との情報交換、協力